

## 第6章 ゾーニングとエリア設定

整備・活用にあたり、前章で述べた手法を明確にし、また、指定地とその周辺とを有効かつ一体的な用途目的によって活用するため、以下の3つのゾーンを設定する（第4図）。さらに、史跡整備ゾーンについては、発掘調査成果に基づくエリアを設定する（第5図）。

### 史跡ゾーン

遺跡の保護を第一義としながら整備する空間にあたる。これまでの調査成果に基づき、縄文時代後・晚期の性格の異なる各種遺構の分布に応じて以下の7つのエリアに分けた。

「埋葬エリア」は墓坑が検出された部分である。調査時の写真を入れた説明板を設置する。

「貯蔵エリア」は史跡外の学校敷地内にあたるため、動線には含めない。至近の園路に調査時の写真を入れた説明板を設置する。

「居住・盛土エリア」は史跡をもっとも特徴づけるエリアである。盛土の崩壊を防ぐため園路を設けず、現状維持とする。

「廃棄エリア」は盛土エリアの東側斜面で、一部は埋め立て造成されたと考えられる部分である。斜面の崩落を防ぐため園路を設けず、調査時の写真を入れた説明板を設置する。



居住・盛土エリア現況

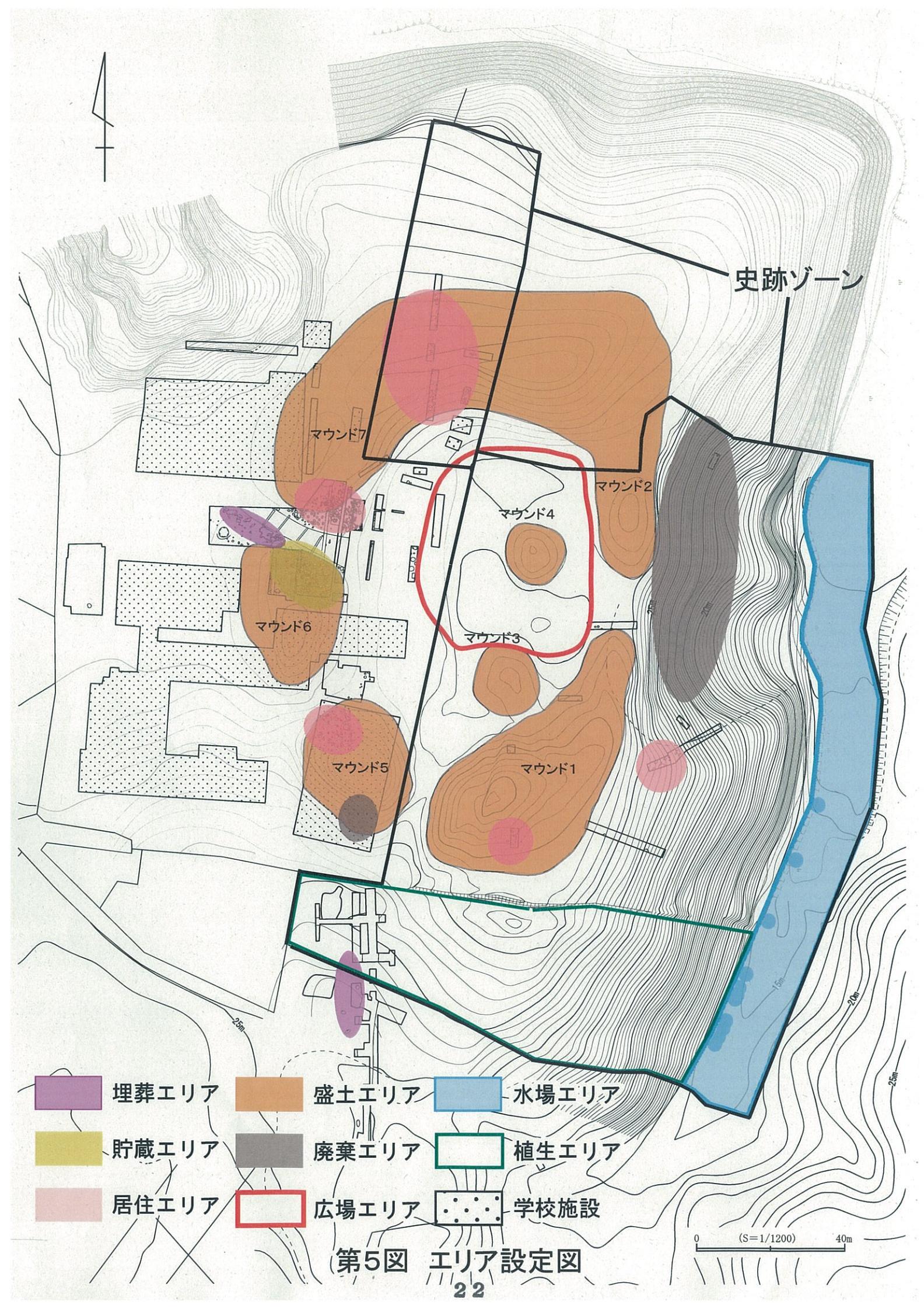
廃棄エリア現況



説明プレート（参考例）

説明プレート（参考例）





「広場エリア」は環状盛土遺構の内側部分である。盛土を効率よく見学するための園路を整備する。

当エリアに存在する盛土（マウンド3・4）は視認しづらいため、保護をしつつ容易に視認できる方策を検討する。

「水場エリア」は東側の谷部である。大雨により冠水するため、当面は園路を設けずに現状維持とする。夏季には草が背丈ほどに伸びるため定期的に草刈りを実施し、見学の支障とならないようにするばかりでなく、隣接住民への衛生面や隣接する井野長割公園からの眺望に配慮する。

なお、整備の内容と手法については、将来的な調査を念頭におきながら検討する。

「植生エリア」は環状盛土の南側の部分である。道状遺構に沿う埋葬エリアのほかに遺構が確認されていないことから、縄文時代後・晚期の環境を復元し、自然学習に供する。また、憩いの場として現在の自然景観を損ねない範囲で休憩施設を設ける。

#### 公園ゾーン

史跡とともに憩いの場として機能する空間であり、指定地の東西に位置する。西側の井野っ子山公園は水飲み場やベンチが設置され、散策路が整備されている。東側の井野長割公園は水飲み場やベンチのほか、簡素な遊具が設置されており、全面ダスト舗装されている。このように、井野っ子山公園が自然散策路、井野長割公園が遊び場としてそれぞれ対照的に機能している。

史跡周辺には駐車場がないことから公共交通機関での来訪を前提とするが、遺跡見学会、その他のイベント時に車で来訪する利用者に配慮し、井野長割公園を臨時駐車場として利用することが可能である。なお、トイレの設置を想定し上下水道が完備されている。

#### サービスゾーン

これまでの史跡整備委員会や史跡整備検討委員会での検討を経て、便益施設用地として適当と判断した。現在は民有地であるが、ガイダンス施設の具体的な内容を検討した上で用地の確保に向けた調整を進めていく。

なお、指定地周辺はすでに土地区画整理がなされ、駐車スペースの確保が困難であることから、ガイダンス施設に重点を置いた土地利用を検討する。また、トイレは建物内に併設する方向で検討する。



サービスゾーン近景（国道296号線沿い）

サービスゾーンと史跡ゾーンの連絡口